

農業委員会だより

ニューフェイス ～新規就農者の紹介～



(株) 森の香
代表取締役
荒井 良明さん
(赤城町敷島)

県内の農地所有適格法人で経営企画や先端施設園芸の研究に8年間従事してきました。妻も私も赤城町が地元で、両家や親族の営農も規模縮小傾向にありましたので、体力・気力ともに充実している今、農地を保全しながら持続可能な農業を実現したいと思い、農業参入を



池田 瞳さん
(中郷)

就農をしたきっかけは、平成26年2月の大雪被害でビニールハウスがつぶれてしまい、急に人手が必要になったためです。それまで勤務していた温泉旅館を辞めて家業の手伝いに入りました。このときは断るという選択はありませんでした(笑)。小さな頃から農作業を手伝っ

てきましたが、大人になると力仕事も任されるようになり、特に暑い中で除草剤を背負って歩き回るのが大変です。でも両親も感謝してくれています。おかげさまでイチゴの直売も売上を伸ばしており、北海道から沖縄まで直送もしています。その反面、思うように休暇を取れないこともあります。今は友人と出かけるなどリフレッシュできる機会も積極的に作っていきたいです。

- ・ 主な栽培作物
イチゴ、コンニャク、水稲
- ・ 面積 約5ヘクタール

決意しました。価格競争の少ないハーブを中心に有機栽培に挑戦しています。加工品や手工芸品としても展開することで、年間を通じた営農を予定しています。農薬を使いませんので毎日が雑草との戦いです(笑)。土地に合うハーブを探しながら試行錯誤しています。地域のベテラン農家のノウハウを一つでも習得、承継し、地域農業の伝統を引き継ぐ役割を担っていきたくです。

- ・ 主な栽培作物
ハーブ、ピクルス用野菜
- ・ 面積 約50アール



ハーブを摘む荒井さん



イチゴ苗の手入れをする池田さん



滋川市農業委員会
会長職務代理者
齊藤 光良

改正農業委員会法施行から2年6か月が経過しました。その間、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携し、遊休農地の調査及び所有者への意向調査を行ってきました。その中で、農地中間管理機構への貸出し希望は928件約734,792㎡ありましたが、借受け基準に適合したのは北橋地区の3件約3360㎡にとどまりました。本市は大半の農地が中山間地域に含まれ、集積も進まないのが実情です。年々遊休農地が増える中、農業委員、農地利用最適化推進委員のさらなる活動強化が求められています。今年度は、女性農業委員登用等検討委員会を立ち上げ、女性と50歳以下の若い世代の委員登用に積極的に取り組むとともに、幅広く組織の改善点等を協議しています。また、優良農地の保全・集積も推進しています。

現職委員の任期も来年3月までとなりますが、引き続き農業委員会活動にご理解ご協力をお願いいたします。



滋川市農地利用
最適化推進委員
委員長 永井 克男

高齢化による離農者の増加、担い手の経営規模の縮小等があり、耕作条件の悪い農地は荒廃農地になる恐れが高く、その発生防止と解消の推進方法が課題となっています。

農林水産省では、人と農地のマッチングによる農地利用の最適化と称し、担い手への大規模集積化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進、法人化、農業の6次産業化等により、よい農産物を大規模に作って輸出し、国際競争に勝つ農業を進めようとしています。

しかし、日本の国土は狭いうえ中山間地域も多く、農業者人口は減る一方で、食糧自給率が低下している現状でもあります。国には、こうした条件の悪いところで頑張る小規模農家を保護する政策支援を求めたい。

地域から耕作放棄地を出さないよう日頃から情報収集し、農地の貸し手と受け手の意向を伺いつつ農地利用の最適化を推進してまいりますので、今後ともご理解ご協力をお願いします。

遊休農地解消の取り組み

- 平成28年4月の農業委員会法改正により、農業委員19名、農地利用最適化推進委員（推進委員）42名が選出されました。推進委員の主な活動は次のとおり。
- ① 担い手への農地の集積
 - ② 耕作放棄地の発生防止・解消
 - ③ 新規農業参入の促進

農業委員、推進委員は一昨年度から、①利用状況調査、②遊休農地所有者への利用意向調査、③農地貸借のマッチング（あつせん紹介）のための地区情報会議を開き活動を進めてきました。平成29年度の取り組み結果は表のとおりです。農地の集積と遊休農地の解消は一進一退の状況です。その要因は、農業従事者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷、本市の地形的悪条件（傾斜地、狭小地など）です。

表 平成29年度の農地利用状況

耕作面積	農地集積面積
4,040 ha	864 ha
遊休農地面積	遊休農地解消面積
137 ha	△22 ha



農地パトロールをする農業委員、農地利用最適化推進委員

引き続き、今年度も7月から農地利用最適化の推進活動は始まっています。9月中旬までに市内全農地の利用状況調査（現地調査）、その後の遊休農地の利用意向調査、農地の集積、貸借のマッチングへと進めていく予定です。

各種調査では、土地所有者及び担い手農家を訪問することもありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

有害鳥獣対策

野生鳥獣による全国の農作物被害額は、年間約200億円と推移しています。統計に表れない被害としては生産意欲の減退による耕作放棄地の増大もあります。近年は市街地への出没も見られ、人的被害に直結する恐れもあり喫緊の課題となっています。

鳥獣被害を防ぐために自らできる対策としては、主に次のものがあります。これらは地域ぐるみで実践してこそ大きな効果が発揮されます。

自らできる鳥獣対策

- ① 収穫残さ、放任果樹などのエサ場をなくしましょう
- ② 耕作放棄地や藪などの隠れ場所をなくしましょう
- ③ 困える畑はネットや柵で正しく囲いましょう

市では、平成29年度に「渋川市鳥獣被害対策実施隊」を組織し、対策を強化しています。隊の主な取組は次のとおりです。

農業委員会としても引き続き市の鳥獣被害防止対策への協力に努めていきます。
なお、既設の電牧柵や防護柵を利用している人は、定期的な設備の保守点検を行ったり、有効性を検証することも大切です。



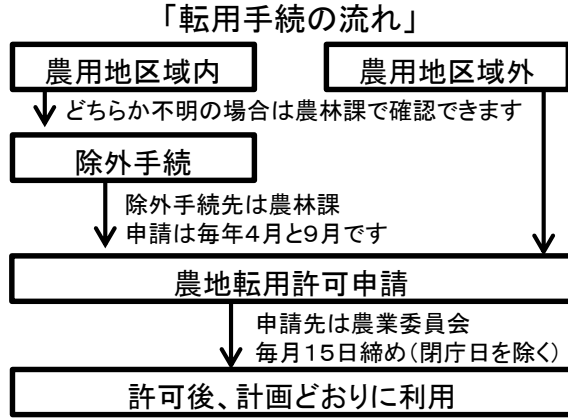
鳥獣被害防止総合支援事業で設置した柵(赤城町溝呂木)

- ▼農地への侵入を防ぐ柵の設置
- ▼鳥獣を寄せ付けない雑木伐採
- ▼加害個体を減らす捕獲
- ※隊員には狩猟税の免税、猟銃所持許可更新時の技能講習免除など優遇措置があります。
- このほか、市では捕獲奨励金、電牧柵や防護ネット購入費の補助なども行っています。また、JAからの支援措置もあります。

農地転用には許可が必要です

■無断転用は法令違反です
農地に住宅を建てる、資材置場や駐車場、太陽光発電施設にするなどの農地転用には許可が必要です。無許可で転用した場合は、元に戻していただくこととなります。また、転用できない農地もありますので、事前に必ず農業委員会事務局までご相談ください。

■農地転用を申請する前に
農用地区域内の農地は、転用することができません。転用希望する場合は、農用地区域からの除外申請を行い、認められずから転用申請となります。詳しくは農林課(☎2593)へ。



■一時転用や農地改良も申請を
農地を一時的に資材置場にする、農地を使いやすい農地にする改良工事でも許可が必要です。



違反転用防止啓発看板(有馬地内)

未相続のままの農地がありませんか？

■未相続のままにしておくこと相続権者が増えて、登記に多大な時間と経費がかかることがあります。早めに法務局で相続登記をしましょう。併せて、農業委員会に届出をしてください。

「利用権設定」で農地の貸し借りを

■利用権設定は、耕作を目的とした農地の貸借方法です。貸借期間満了後は自動で農地が所有者に戻るため、安心して貸し出すことができます。

TPP発効後の

国内対策が重要

環太平洋経済連携協定（TPP 11）は、米国の離脱で加盟国数が12から11になり、各国内で承認手続が進められています。日本も5月6月に協定及び関連法案が国会で可決成立しました。しかし、同法における農畜産物の国内対策は、米国加盟時のままとなっており、当時から指摘されていた国産品の価格補助制度（補助金額、セーフガード有効期間など）が不十分な内容です。さらに、米国の離脱による経済規模の縮小や日本からの工業製品の輸出関税廃止によるメリットの縮小などの環境変化についても協定内容に反映されていません。加えて米国のTPPより厳しい保護主義的な2国間貿易協定を求めてきます。このことから、TPP発効後の国内農業への悪影響は避けられず、発効後の動向を注視し、国内対策の強化・改善を求めていくことが重要となります。

営農型太陽光発電は

堅実な営農が大前提

太陽光発電事業は東日本大震災以降全国に拡大し、渋川市に

においても太陽光発電事業の農地転用申請が毎月のようにあります。特に今年に入ってから初の営農型太陽光発電のため一時転用申請がありました。営農型太陽光発電は、農地の上部に発電パネルを設置しその下で営農（農作物を生産）を継続するもので、農家の収入増加、荒廃農地の解消、再生可能エネルギー比率の拡大などを図るために国が認めているものです。従って、申請には下部農地での営農が大前提となります。そのため、農作物の生育に適した日照量や2m以上の支柱高の確保、農作物の生産量（品質を含む）が地域平均の80%以上などの厳しい条件が課され、さらに年1回の営農実績報告も伴います。これに対し農業委員会は厳格に審査（現地調査、ヒアリング、計画書類審査など）をし、許可後も定期的に営農状況を調査します。許可後、仮に許可条件に違反があれば改善指導し、改善されない場合は許可取消となります。

以上のように営農型太陽光発電には様々な条件が課せられるほか、売電価格の統廃、撤去費用の不透明さなどから、事業の採算性、継続性についても十分な検討と慎重な判断が必要です。

農業者年金

豊かな老後の支えに

この3つを満たせば
どなたでも加入できます！

国民年金付加保険料月400円
の納付も必要です。

- 60歳未満
- 国民年金第1号被保険者
- 年60日以上農業従事

- 1 国民年金に上積みする公的年金制度で、生涯受給できます。
- 2 積立てた保険料とその運用益で年金額が決まる確定拠出型です。
- 3 保険料は2千円～6万7千円から選べ、途中の見直しも可能です。
- 4 保険料は全額社会保険料控除の対象となる税制優遇があります。

詳しくは、JA窓口か農業委員会事務局へ

購読しませんか 全国農業新聞

全国農業新聞は農業委員会の系統組織が発行する“農家のための農業専門紙”です。週刊の特長を生かしたわかりやすく読み応えある記事が特徴です。毎週金曜日発行（郵送配達）、月700円（送料・税込み）。申込は農業委員、農地利用最適化推進委員まで

編集後記



近年の地球環境の変化は激しく、国内では今年になってからも全国的な地震の発生、7月の西日本豪雨、今夏の連続猛暑日など大きな変動を思い知らされています。とりわけ、大阪北部地震と西日本豪雨では尊い人命が多数失われ、生活インフラ、家屋、農作物にも大きな被害が発生しました。あらためて犠牲者のご冥福をお祈りするとともに被災者の皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

6月18日に発生した大阪北部地震では、高槻市の女子小学生が自校ブロック塀の下敷きとなり、未来ある命を落としてしまいました。この事故は、一次的には地震が要因ですが、違法性・危険性の

高い工作物を放置してきた責任もあり、人災的な一面もあります。事故後、全国でブロック塀の緊急調査、撤去が行われていますが、これだけに終わらせず、安全面に加えて地球環境の改善という見地からも見直しを進めるべきだと考えます。

例えば「生垣」の普及です。生垣は設置面積や管理コストの面から減少が続いていますが、生垣なら今回のような最悪な人的被害は避けられました。また、生垣は防風・防火（延焼防止）、周囲の温度上昇抑制、CO2削減、景観形成など災害防止、環境改善という観点からも効果は大きく、まさに“一石数鳥”の対策です。

【広報委員長 狩野 徳市】